

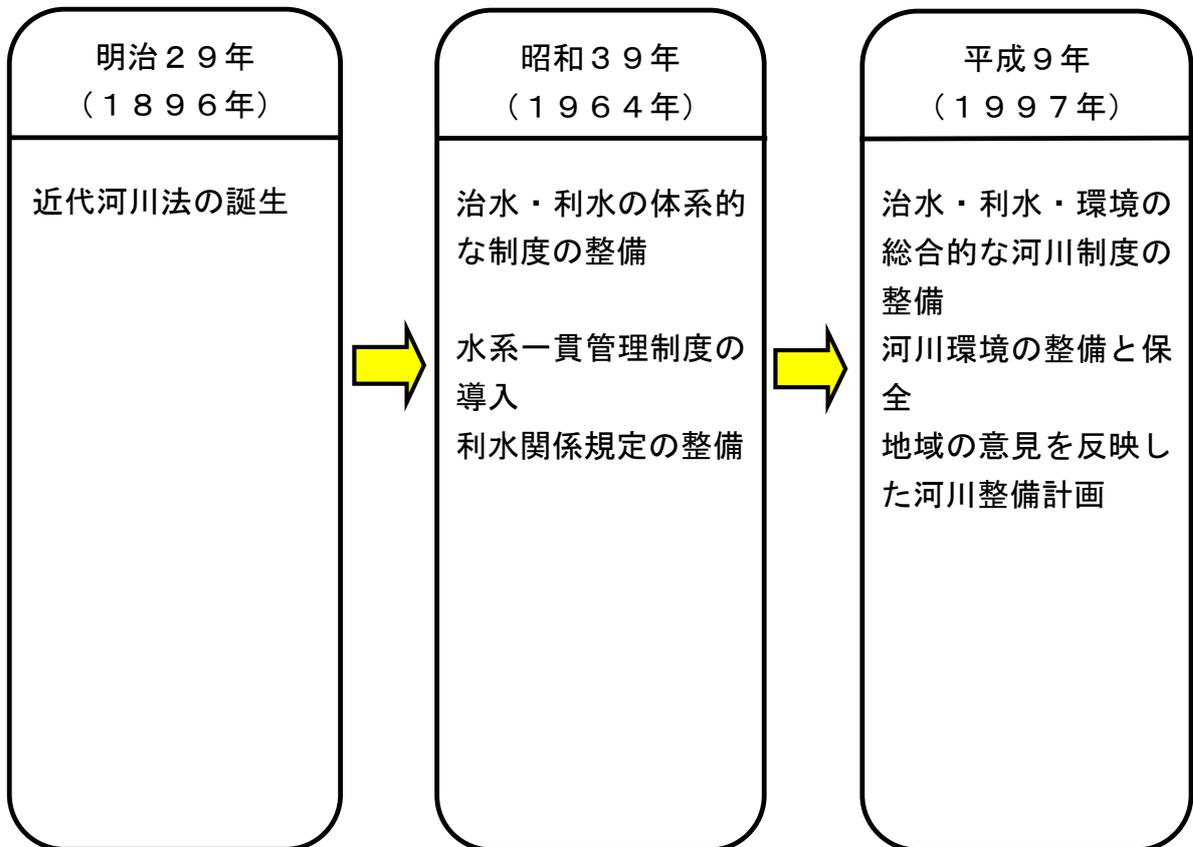
洲本川水系河川整備計画懇談会の設置について

1. 河川法の考え方の推移

- 我が国の河川制度は明治 29 年に旧河川法が制定以来、改正を重ねて現在に至っています。
- 近年では、平成 9 年に河川法が改正されました。

(改正の主眼)

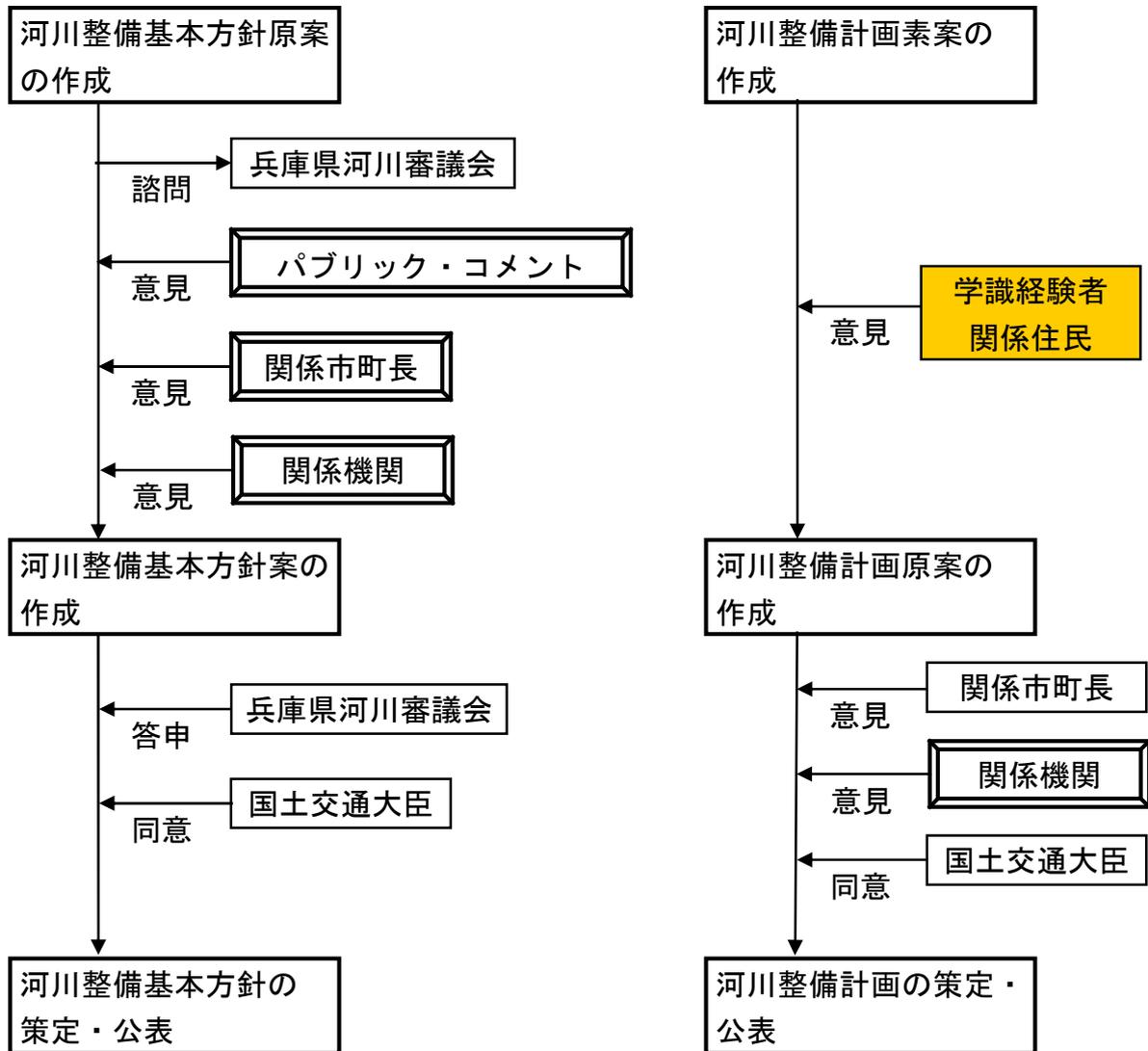
1. 従来の「治水」、「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました。
2. 河川整備の基本となる計画として、従来の「工事实施基本計画」に代わり、「河川整備基本方針」と「河川整備計画」を定めることとなりました。
3. 河川整備計画の策定にあたっては、関係住民や学識経験者の意見を反映する手続きが導入されました。



河川計画の流れ



河川整備基本方針・河川整備計画の策定フロー



- : 河川法で定められた手続き
- : 県独自の取り組み
- : 本懇談会の位置付け

洲本川水系河川整備基本方針
平成 24 年 11 月 13 日策定

洲本川水系河川整備計画
当初：平成 26 年 1 月 6 日策定
変更：平成 28 年 9 月 6 日策定

2. 洲本川水系における河川整備計画

前述のとおり、洲本川水系では、新制度に従い、「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定し、整備を進めてきました。

一方、「兵庫県高潮対策10箇年計画」において、近年の台風等を考慮して高潮による必要高さを見直したうえで、取り組むべき緊急かつ重要な箇所として、洲本川も選定されました。

洲本川の高潮対策を実施していくために、河川整備計画の変更を行います。

河川整備計画

(今後20～30年の具体的・段階的な計画)

河川法第16条の2

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。

○ 河川整備の目標

- －河川整備計画の対象区間、対象期間
- －洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
- －河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
- －河川環境の整備と保全に関する目標

○ 河川工事の実施に関する項目

- －河川工事の目的、種類及び施行の場所
- －当該工事による主要な河川管理施設の機能
- －河川の維持の目的、種類、施行の場所

3. 兵庫県高潮対策 10 箇年計画

1. 策定趣旨

平成 30 年台風第 21 号では、神戸、尼崎、西宮で既往最高潮位を観測するとともに、想定を超える高波の影響により浸水被害が発生しました。

このため兵庫県では、台風第 21 号での浸水地区については、再度災害防止の緊急対策を実施しています。浸水が発生していない地区においても、近年の台風等を踏まえた対策を計画的に進める必要があることから、「兵庫県高潮対策 10 箇年計画」を策定しました。

2. 計画の概要

1 目的

激甚化する高潮被害から県民の生命・財産を守るため、近年の台風等を考慮して防潮堤等の必要高さを見直したうえで、10 年間で取り組むべき緊急かつ重要な箇所を選定し、計画的・重点的に高潮対策を推進します。

2 対策箇所

兵庫県が管理する海岸防潮堤及び河川堤防（高潮影響区間）の合計 406km において、高潮による必要天端高（設計高潮位＋台風第 21 号の観測データも考慮した高波）が不足する地区のうち、次の 1～3 に該当する箇所を整備対象とします。

1. 平成 30 年台風第 21 号の浸水箇所（緊急対策箇所）
2. 高潮・津波対策事業を実施中の箇所
3. 天端高が大きく不足（概ね 50cm 以上）する一連区間のうち、背後地に住家や工場・企業が集積している箇所

ただし、以下の箇所は除きます（今後、高潮対策が実施可能となった段階で計画に追加します）

1. 河川整備計画等に基づく高潮区間の洪水対策が未完了の箇所（高潮対策を先行すると手戻りが生じるため）
2. 鉄道橋等の改築計画の策定に時間を要する箇所

3 計画概要

- 計画期間：令和元年度～10 年度（10 年間）
- 対策延長：51.3km（パンフレット参照）
- 対策内容：防潮堤・河川堤防の嵩上げ、水門・排水機場の整備
- 事業費：約 450 億円

4. 洲本川水系河川整備計画の策定スケジュール

洲本川水系の河川整備計画は、令和4年度中に洲本川水系河川整備計画変更(案)を作成し、同意申請を行う予定です。

洲本川水系河川整備計画懇談会は、今年度中に3回開催する予定です。

洲本川水系河川整備計画の策定スケジュール

